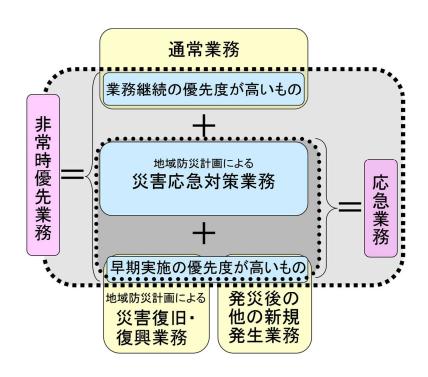
第1章 業務継続計画策定の目的と方針

1 業務継続計画策定の目的

大規模災害が発生した際には、行政自らも被災し、業務実施に必要な資源(職員、資機材、情報及びライフライン等)に大きな被害を受け、行政機能が低下するおそれがある。 そのような状況下において、優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として「大泉町業務継続計画」を策定する。

非常時優先業務:大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、 災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等(これらを 「応急業務」と総称)のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象と なる。

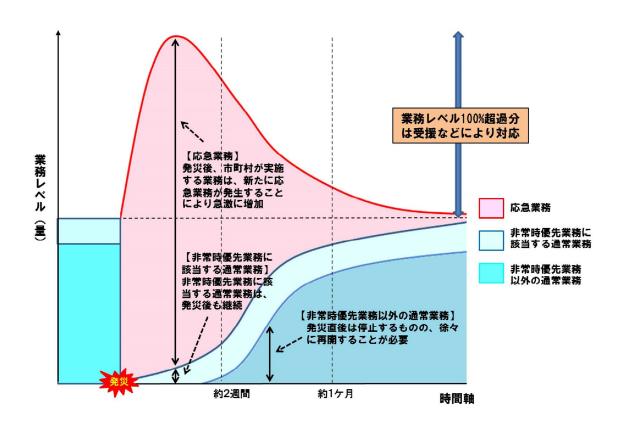


非常時優先業務のイメージ

2 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を 策定することにより、非常時優先業務を迅速かつ適切に実施することが可能となる。

また、災害応急対策業務と災害時にも継続または優先して再開すべき通常業務を整理することにより、非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。



発災後に町が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、 図に記載されている以外の復旧・復興 業務が徐々に増加していくことに留意する。

3 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、災害予防や災害応急対策、復旧・復 興対策など災害対策全般の業務を定めている。

業務継続計画は、地域防災計画に記載のある業務に限らず、業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有している。



地域防災計画と業務継続計画の関係

《地域防災計画と業務継続計画の比較》

区 分	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	町、県、地方行政機関等	町
計画の趣旨	災害発生時または事前に実施すべき災害対策にかかる実施事項や役割分担等を規定するための計画	災害発生時の限られた必要資源を 基に、非常時優先業務を目標とす る時間・時期までに実施できるよ うにするための計画(実効性の確 保)
対象業務	災害対策に係る業務 ○災害予防業務 ○災害応急対策業務 ○復旧・復興業務	非常時優先業務 ○災害応急対策業務 ○早期実施の優先度が高い復旧・ 復興業務 ○業務継続の優先度の高い通常 業務

業	務	開	始
目	標	時	間

業務開始時期は、必要事項でない。

非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を設定する。

4 業務継続計画の基本方針

大泉町は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務 継続を図るものとする。

(1) 災害応急対策

災害発生時においては、住民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、大泉町地域防災計画に定められた災害応急対策を効率的に遂行する。

(2)優先通常業務の継続及び早期再開

町の業務が中断することによる住民生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続及び早期再開に努める。

(3) 人員及び庁舎等の確保

非常時優先業務の継続に必要な人員及び庁舎、電力、通信等の執行環境の確保に努める。

(4) 非常時優先業務以外の業務の休止又は縮小

非常時優先業務の継続を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的 に休止又は縮小する。

5 対象とする組織

本計画の対象とする組織は、全庁とする。

6 業務継続計画の発動と解除

(1) 本計画は、次のいずれかの場合に発動する。

ア 町内で震度5強以上の地震が発生し、大泉町災害対策本部が設置された場合

- イ 町域の広範囲及び役場機能に甚大な被害が生じた場合
- ウ 町長が必要と認めた場合

(2) 発動解除

災害応急対策がおおむね完了し、平常時の体制がとれると町長が判断した場合